○国土交通省告示第百二十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十七　「世界統一技術規則」とは、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成12年外務省告示第474号）に基づき世界登録簿に記載された世界技術規則をいう。

第十二条第一項第一号中「第168条の表１の識別対象装置欄に掲げる装置」を「保安基準第10条各号に掲げる装置のうち手動により操作するもの（以下「手動操作装置」という。）」に、「同規則補足第７改訂版」を「同規則補足第８改訂版」に改め、同項第二号中「第168条の表１の識別対象装置欄に掲げる装置」を「手動操作装置」に改める。

第十五条第一項第一号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改め、「この項において同じ。」を削り、同号に後段として次のように加える。

この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第10改訂版附則13に限る。）に適合するものに限る。）並びに走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り及び転覆を有効に防止することができる装置（協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第10改訂版附則21に限る。）に適合するものに限る。）を備えること。

第十五条第二項第二号イを次のように改める。

イ　前号の基準に適合すること。

第十五条第二項第二号ロ後段を削り、同条第三項を次のように改める。

3　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（次項から第６項までの自動車を除く。）には、協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に適合する制動装置を備えなければならない。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版附則６に限る。）に適合するものに限る。）、走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑りを有効に防止することができる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版附則９Ａに限る。）に適合するものに限る。）及び緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置（協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版附則９Ｂに限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

第十五条第五項各号列記以外の部分中「制動装置」の下に「（ブレーキ・ペダル又はブレーキ・レバーからホイール・シリンダ又はブレーキ・チャンバまで（ホイール・シリンダ及びブレーキ・チャンバを有しない系統の場合にあっては、ブレーキ・シューを直接作動させるカム軸等まで）の部分がそれぞれの系統ごとに独立している構造の制動装置をいう。以下同じ。）」を加え、同条第六項第一号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、車両総重量が3.5ｔを超えるものにあっては、第２項第１号後段の規定を準用する。

第十五条第六項第二号ホ中「ただし、最高速度が60㎞／ｈを超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60とする。」を削り、同条第七項中「同規則改訂版」を「同規則改訂版補足改訂版」に改める。

第十五条の二第二項中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改め、同条第三項中「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙１の2. 1. 2. の規定」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第15改訂版附則３の規則2. 1. 2. に限る。）」に改める。

第十六条第二項第一号中「同規則第11改訂版補足第９改訂版」を「同規則第11改訂版補足第10改訂版」に改める。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「強度」の下に「、構造」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第２号から第17号までの規定は、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には適用しない。

第二十条第一項第一号イ中「（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）」を削り、「にあって」を「であって」に改め、同号ロ中「にあって」を「であって」に改め、同項第十五号中「液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車」を「圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車」に改め、「停止した場合」の下に「（アイドリングストップ対応自動車等における原動機の自動停止の場合を除く。）」を加え、同項第十六号及び第十七号中「液化石油ガス又は圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車」を「圧縮天然ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車に限る。）又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する自動車」に改め、同項に次の一号を加える。

十八　圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則17. に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6. 4. から6. 11. までに限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則17. 1. 2. に限る。）の規定は適用しない。

第二十条第三項中「側車付二輪自動車を除く。」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項第一号中「燃料装置が」を「圧縮水素ガス燃料乗用自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては、燃料装置が」に改め、同号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量4.54ｔ未満のもの（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号及び次号において「圧縮水素ガス燃料乗用自動車」という。）にあっては、その燃料装置が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　世界統一技術規則第13号の技術的な要件（同規則の規則5. 2. 1. （5. 2. 1. 1. 2. を除く。）及び6. 1. 3. から6. 1. 6. までに限る。）に定める基準に適合するものであること。

ロ　容器附属品は別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3. 1. 1. に定める基準に適合するものであること。

ハ　ガス容器及び容器附属品は、別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3. 5. 6. に定める基準に適合するものであること。この場合において、同別添3. 5. 6. 中「3. 5. 5. が適用される自動車」とあるのは「細目告示第20条第３項第２号ホが適用される自動車」と読み替えるものとする。